

飲食店事業者のみなさんへ

2020年4月から健康増進法・兵庫県受動喫煙防止条例の改正により店内は「原則屋内禁煙」となります。

ただし、飲食店は、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類により、経過措置があります。

- Q1. 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
Q2. 資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？
Q3. 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



屋内禁煙

* 禁煙には加熱式たばこも含む

or

喫煙専用室設置可



喫煙専用室設置可

* 喫煙には加熱式たばこを吸うことも含む

店内喫煙可



店内での喫煙可

(※ 既存特定飲食提供施設)

* 20歳未満・妊婦の方は立入らないでください

※店内喫煙可とする既存特定飲食提供施設における「喫煙可能室設置施設」の届出は保健所健康課で受け付けています。

改正法・改正条例の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置だけでなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気を付けて、よく検討するようにしてください。

* 省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は下段HPへ



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

禁煙・喫煙区域等の標識（ステッカー・A4サイズのポスター）は保健所健康課で配布しております。

20歳未満・妊婦
の立入禁止

20歳未満・妊婦の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることは出来ません。

従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

事業者のみなさんへの財政・税制支援等について(厚生労働省)

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



【相談支援】受動喫煙防止対策の技術的な相談（無料）

①事業所における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を実施。

②受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

③企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明

④助成金の対象企業に限らず、すべての職場の方が利用可能。

【相談ダイヤル】050-3537-0777

【事業委託先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

<http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>



兵庫県受動喫煙防止条例

詳しい情報はホームページをご覧ください。



問合せ先

姫路市保健所健康課 健康増進担当

Tel: 079-289-1697